

## 静岡県建設工事検査要領検査支援細則

### 第1 目的

この細則は、工事検査課及び技術調査課（静岡県建設技術監理センター）（以下、「技術監理センター」という。）が行う工事検査支援について、適正かつ円滑な実施を推進するため、必要な事項を定めることを目的とし、静岡県建設工事検査要領（以下、「検査要領」という。）を補完するものである。

### 第2 工事検査支援の定義

県が発注する工事において、検査要領第4条2項に基づき協議があった工事のうち、工事検査課長が工事検査支援を必要と認める工事で、工事検査課長が技術調査課長に検査の支援を要請し応諾された対象の工事について、技術調査課長が工事検査支援として技術監理センター職員に対し検査を命ずることができる。

2 工事検査の支援を必要と認める工事は、県内の工事検査業務量を勘案した上、次により判断する。

- ア 大規模な災害等により、各出先機関における検査監またはかいの職員による検査が困難になった場合
- イ 工事検査が集中する時期において、出先機関から工事検査支援の要請があった場合
- ウ その他、工事検査課長が必要と認めた場合

### 第3 工事検査支援の体制

工事検査支援の体制には、技術監理センター職員を充てるものとし、検査支援要請を受けた技術調査課長が技術監理センター所長の応諾を得るものとする。

### 第4 検査の申請

出先機関の長は、第2に定める工事で次のいずれかに該当するときは、内容を確認し静岡県建設工事検査要領細則に定める工事検査申請書に工事検査記録を添えて、技術調査課長に提出するものとする。

- (1) 完成届出書を受理したとき。
- (2) 中間検査申請書を受理したとき。

### 第5 検査の命令

技術調査課長は、第2により応諾した工事検査支援の対象となる工事について、工事検査支援を担当する技術監理センター職員に対し検査の命令を行うものとする。

### 第6 工事検査支援の検査

工事検査支援の検査について、技術調査課長から工事検査支援の命令を

受けた技術監理センター職員は、検査員として検査要領第6条にある技術検査を行う。

## 第7 検査の復命

技術監理センター職員による検査員は、検査を完了したときは、静岡県建設工事検査要領細則に定める工事検査復命書及び工事検査記録を作成し、技術調査課長に提出するものとする。

- 2 技術調査課長は、前項における復命書を受理したときは、速やかに静岡県建設工事検査要領細則に定める工事検査結果通知書に工事検査記録を添え検査を申請した者に通知するものとする。

## 第8 対象工事

技術監理センター職員が工事検査支援をする対象については下表により定める

検査事務所	検査対象工事
下田土木事務所	第2条1項により、工事検査課長が工事検査支援を必要と認める工事のうち、20,000千円未満の工事 ※ただし、技術監理センター職員が工事現場監理支援により監督員になっている工事は検査支援の対象とはしない。 ※その他、本細則によりがたい工事は、検査支援の対象とはしない。
熱海土木事務所	
沼津土木事務所	
富士土木事務所	
静岡土木事務所	
島田土木事務所	
袋井土木事務所	
浜松土木事務所	

## 第9 実施対象期間

この細則による実施期間は当面の間とし、工事検査課、建設技術監理センター等において、さらに検討を加え必要な措置を講じるものとする。

### 附 則

この細則は、令和5年2月1日から施行する。